

令和2年第12回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月15日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年12月15日	午前10時00分
	散 会	令和2年12月15日	午前11時23分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	欠 員	

※ 会議録署名議員

11番	松 川 秀 清	12番	喜 納 政 樹
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

12月15日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	選挙第1号	議長の選挙
4		議長諸般の報告
5		町長の行政報告
6	議案第86号	専決処分の承認を求めることについて〈本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）〉 (議案説明・審議・採決)
7	議案第87号	専決処分の承認を求めることについて〈本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）〉 (議案説明・審議・採決)
8	議案第88号	専決処分の承認を求めることについて〈本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（電気）〉 (議案説明・審議・採決)
9	議案第89号	専決処分の承認を求めることについて〈本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（機械）〉 (議案説明・審議・採決)
10	議案第90号	土地改良事業計画の概要について (議案説明)
11	議案第91号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
12	議案第92号	本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関する条例の制定について (議案説明)
13	議案第93号	本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
14	議案第94号	もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について (議案説明)
15	議案第95号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
16	議案第96号	動産の買入れ契約の締結について(備蓄資材購入業務) (議案説明)
17	議案第97号	動産の買入れ契約の締結について(本部町GIGAスクール情報機器整備備品購入) (議案説明)
18	議案第98号	工事請負契約の締結について(第二浜川橋橋梁整備工事(上部工)) (議案説明)
19	議案第99号	工事請負契約の締結について(満名川線道路改良工事(その3)) (議案説明)
20	議案第100号	令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
21	議案第101号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
22	議案第102号	令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
23	議案第103号	令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
24	議案第104号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)
25	議案第105号	動産の買入れ契約の締結について(本部半島多機能観光支援施設整備備品購入) (議案説明)

追 加 日 程 第 1 号

12月15日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1	選挙第2号	副議長の選挙
2		議長の議会運営委員の辞任
3		議長の産業建設常任委員の辞任
4		議会運営委員の選任

○ 副議長 崎浜秀進 おはようございます。副議長の崎浜秀進です。

ただいまから令和2年第12回本部町議会定例会を開会します。 開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本定例会は、石川博己議会議長がご逝去後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によって、議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことになっています。

よって、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

日程に入る前に、皆様方にご協力をお願い申し上げます。

本町議会議長石川博己氏が去る11月28日ご逝去されました。志半ばでご逝去されましたことは、誠に痛恨の極みでございます。ここに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈りいたしまして黙禱をささげたいと思います。皆様ご起立お願いします。

（黙 禱）

黙禱終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席願います。

本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 松川秀清議員及び12番 喜納政樹議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月17日までの3日間に決定しました。

日程第3．選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。議長に、私、崎浜秀進を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、私、崎浜秀進を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、私、崎浜秀進が議長に当選しました。
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知として、私のほうから当選のご挨拶をさせていただきます。

○ **議長 崎浜秀進** 前議長、石川博己氏は、すばらしい実績を残された議長です。本日議員の皆様から本部町議長に推挙されましたが、責任の重大さを痛感しております。当局及び議員の協力を得て、住みよいまちづくりを目指して頑張っていく決意でございますので、皆様方のご協力よろしくをお願いいたします。

休憩します。

休 憩（午前10時05分）

再開します。

再 開（午前10時08分）

お諮りします。ただいまお手元に配りましたとおり、追加日程の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって追加日程の件を日程に追加し、追加日程第1号とすることに決定しました。

追加日程第1．選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。副議長に、具志堅 勉議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長から指名しました、具志堅 勉議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名しました具志堅 勉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました具志堅 勉議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

具志堅 勉議員、副議長の当選承諾及び挨拶をお願いします。

○ **副議長 具志堅 勉** 皆さん改めましておはようございます。ただいま副議長に任命されました具志堅 勉と申します。議長を支えて、向こう3か月半、一生懸命頑張っていきます。また、議会の和を取りながら頑張りますのでよろしくお願いいたします。それから故石川議長、約4年間、本部町行政を支え、そして本部町議会それから町村議長会もいろんな意味で沖縄県内全てで

すね、国に関してもパイプ役として頑張っていたことに感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。これから残任期間、議長、副議長、それから議員全てです、議長の分まで頑張っていこうと思いますので、皆様のご協力、ご指導、よろしく申し上げます。これで私の就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○ 議長 崎浜秀進 議長交代のため休憩します。 休 憩（午前10時12分）

○ 副議長 具志堅 勉 再開します。 再 開（午前10時14分）

議長に代わりまして、副議長で議事を進めます。

追加日程第2．議長の議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって崎浜秀進議長の退場を求めます。

（崎浜秀進議長退場）

進行します。議長からその職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって崎浜秀進議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第3．議長の産業建設常任委員の辞任についてを議題とします。

議長からその職責上の理由によって、産業建設常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって崎浜秀進議長の産業建設常任委員の辞任を許可することに決定しました。

議長交代のため休憩します。 休 憩（午前10時16分）

○ 議長 崎浜秀進 再開します。 再 開（午前10時17分）

追加日程第4．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。議会運営委員に比嘉由具議員を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおり議会運営委員に比嘉由具議員を選任することに決定しました。

以上で追加日程を終わります。

休憩します。 休 憩（午前10時18分）

再開します。 再 開（午前10時19分）

これから諸般の報告をします。

北部広域市町村圏事務組合議会議員は、規約によって議長が当組合議会議員となっておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時19分）

再開します。

再 開（午前10時20分）

日程第4．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さんこんにちは。先ほどもお話ございましたので、町長の行政報告に入ります前に、一言だけご挨拶をさせていただきます。故石川博己氏、素晴らしい町の政治トップリーダーを失いました。その功績をお互いにたたえながら、そしてまたその町政に対する思いを引き継ぎながら新しい議長の下で気を落とすことなく町政の発展のために邁進できればこう思っております。どうか、今後も引き続き議員各位の皆さん、議決機関の皆さんと行政執行機関の皆さんと団結しながら、町の発展に邁進していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

あと1点おわびを申し上げたいと思っております。マスコミ等で既に議員各位の皆さんも知っているとおりでございます。本部町と今帰仁村の清掃組合の事務局長が去る12月3日に残念ながら逮捕されております。公務に当たるものとして、常に全体の奉仕者として法令を遵守しながら、町民そして村民の模範となるべき立場でありますけれども、このような事態に立ち至って、とても残念に思っております。このようなことに対しまして、地域住民の信頼を損ねた本不祥事を起こしましたこのことに対しまして、職員を管理するものとして、改めて両村民、町民におわびを申し上げますとともに、そして議員各位に対しましても深くおわびを申し上げる次第でございます。今後は、このようなことが二度と起こらないように業務の改善改革を図りながら、清掃業務に邁進し、そして地域住民のサービス向上に努めていきたいと思っておりますので、どうかこのことを理解いたしまして、今後も引き続きご協力方よろしく願いいたします。

それでは、町長の行政報告に移らせていただきます。1ページのほうです。9月4日にもとぶ再発見魅力発信事業を取り持つに当たっての記者発表を行っております。9月と10月の2か月間、当該事業を行っております。期間中1,929名の町民の皆さんが、もとぶ再発見ということで宿泊体験を町内で実施しております。事業費といたしまして1,176万2,900円、予算執行率117%というようなことで、とてもコロナなどで痛んでいる宿泊事業者、それから町民の皆さんに喜ばれる事業でありました。

それから5日土曜日、シークッカーの初搾り式が本町のウエルネスフーズのほうでありまし

た。前年は150トンほどの搾汁でございましたけれども、今年は昨日現在で800トン余りの搾汁ということで、この豊作を農家の皆さん共々喜んでいただいております。

それから9月7日、第5回になりますけれども、強いもとぶ経済づくり団体長会議ですけれども、商工会、観光協会、飲食業組合を含めて町内の10団体で、経済づくり団体をつくっておりますけれども、その中でコロナ対策の長の事業推進についての説明を行い、そして共にコロナを乗り越えていこうというような意見交換会を実施しております。

それから9月30日ですけれども、渡久地港の船主会という会議が設立されております。船主の民間の皆さんが自らボランティア活動を通じながら、港をクリーンな状態にしていきたいといったようなこととか、あるいはその他、ボランティア活動を推進していきたいといったようなことが主な趣旨ですけれども、船主の皆さんが集まってですね、船主会が設立されております。

ページめくって、3ページのほうです。11月9日ですけれども、沖縄及び北方対策担当大臣のほうへ北部振興策事業を継続していただきたいといったような要請を行っております。北部振興策事業のいわゆる予算を満額いただいたといったようなことのお礼と、そして新しいまた沖縄振興計画の中でもぜひ北部振興策事業を継続的に織り込んでいただきたいといったようなことの要請を実施しております。とても前向きな返答がございました。

19日ですけれども、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に対しての要請をしております。県出身の国会議員の皆さん、それから過疎地域を検討する小委員会の各議員の皆さんへの要請を展開しております。さらに沖縄担当大臣のほうにもバックアップしていただきたいといったような要請をしております。そのような中、先般本部町については何とかこの10年、過疎法の指定が受けられるというようなこと案が出ておりますので、少し安堵をしているところでございます。そのような要請をやっております。

それから26日ですけれども、沖縄県教育長のほうへうちの教育長と一緒に、本部高校の魅力化・支援に対しましての意見交換を行っております。本部高校は小規模校でございますけれども、とても頑張っておりますよというようなことの報告をしながら、そしてまた新しいカリキュラムを整えながら、より一層の魅力化を推進していただきたいというようなことで意見交換を交えながら、学校の一層の拡充に対する要望、要請をしてきております。

あといろいろと要請事項等もその他やっておりますけれども、お目通し願いたいと思っております。

以上、行政報告に代えます。

○ **議長 崎浜秀進** これで町長の行政報告を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時31分）

再開します。

再 開（午前10時31分）

日程第6．議案第86号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和2年第12回本部町議会定例会におきまして、20件の議案を提出してご

ざいます。その内訳は、専決処分の承認に関する議案が4件、土地改良事業計画の概要に関する議案が1件、条例の一部改正及び新規制定に関する議案が4件、指定管理者の指定に関する議案が1件、動産の買入れ契約の締結に関する議案が3件、工事請負契約の締結に関する議案が2件、補正予算に関する議案が5件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号 専決処分の承認を求めることについて。本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。記、契約金額「5億7,255万円」を「5億8,267万円」に変更し改定契約を締結すること。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会への報告および承認を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）について、契約金額「5億7,255万円」を「5億8,267万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年11月30日、本部町長 平良武康。

次のページ、資料をお開きください。こちらの表は、これまでに行った変更の表になっております。工事自体が令和元年の繰越し工事となっております、1回目に6月30日まで繰越しをしておりました。その後、次の第1回変更ですね、6月30日から11月30日までの工期の変更に伴う変更金額が330万円ございました。その際には、専決処分の報告としまして、7月30日の議会で報告を行っております。今回第2回の変更で1,012万円の増額変更になっております。こちらは事業全体の工期延期に伴うものになりまして、こが11月30日までの工期を3月31日まで延ばすことになっております。内容としましては、数量等に伴う金額の変更ではなくて、諸経費に伴う変更になっております。事業工期を変更するに当たって内閣府のほうからその決定の通知が11月27日付になっておりました。こちらに資料が届いたのが11月30日となっておりますので、先ほどの理由のとおり、議会を招集する時間的余裕がなかったこともあり、本12月定例議会で議案のほうを提出しております。ちなみに、請負業者は有限会社良和組、有限会社丸崎建設、特定建設工事共同企業体となっております。以上であります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第86号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第86号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第87号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号 専決処分の承認を求めることについて。本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。記、契約金額「7億8,705万円」を「8億47万円」に変更し改定契約を締結すること。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会への報告および承認を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）について、契約金額「7億8,705万円」を「8億47万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年11月30日、本部町長 平良武康。

次の資料をお開きください。こちら先ほどの議案第86号と同じような資料になっておりまして、2工区に関しまして第1回目が165万円、第2回変更1,342万円、トータル1,507万円となっております。今回の理由は、先ほどの87号と同様な理由となっております。ちなみに請負業者は、株式会社渡久地組、有限会社良三組、特定建設工事共同企業体となっております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第87号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第87号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第88号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第88号についてご説明いたします。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについて。本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（電気）工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。記、契約金額「2億6,114万円」を「2億6,510万円」に変更し改定契約を締結すること。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会への報告および承認を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（電気）について、契約金額「2億6,114万円」を「2億6,510万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年11月30日、本部町長 平良武康。

次の資料をお開きください。こちらにも契約変更に伴う表になっております第1回の変更が264万円となっており、第2回変更が396万円となっております。合計で660万円となっており、500万円を超える契約になっておりますので、報告する必要があるということです。ちなみに請負業者は、有限会社丸良電建工業となっております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第88号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第88号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第89号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号 専決処分承認を求めることについて。本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（機械）工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。記、契約金額「2億537万円」を「2億823万円」に変更し改定契約を締結すること。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、工事請負契約で請負代金額の契約変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会への報告および承認を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（機械）について、契約金額「2億537万円」を「2億823万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年11月30日、本部町長 平良武康。

次の資料をお開きください。こちらは請負代金額の変更表になっております。第1回変更が297万円、第2回変更が286万円となっており、合計で500万円を超えます。583万円となっております。ちなみに請負業者は、有限会社仲建工業であります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第89号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第89号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

休 憩（午前10時48分）

再開します。

再 開（午前10時57分）

日程第10. 議案第90号 土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 議案第90号について説明いたします。

土地改良事業計画の概要について。令和3年度から土地改良事業として施行しようとする団体営農業基盤整備促進事業：具志堅地区の計画の概要について、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、野菜や果樹栽培が盛んな地域である具志堅地区において、施設老朽化による、かん

がい用配水管路からの漏水が頻発し営農に支障が生じている。そこで、安定的なかんがい用水の確保と農業経営の安定を目的に、かんがい施設整備をおこなうため、事業計画の概要について土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第91号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第91号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の算定となる基礎額について、現行の規定では受けるべき期末手当に差異が生じる可能性があることから、これを解消するため、この条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第92号 本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第92号 本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関する条例の制定について。本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、公職選挙法の改正に伴い、立候補者の環境整備のため、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、条例を定め、本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担を可能としたい。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第93号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第93号についてご説明いたします。

本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について。本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年4月1日に開所を予定している公設の「もとぶ放課後児童クラブ」の設置および放課後健全育成事業を実施することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第94号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第94号についてご説明いたします。

もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について。もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称：もとぶ放課後児童クラブ、場所：本部町字東602番地6。指定管理者、名称：ほのぼの学童、所在：本部町字渡久地91番地3。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、地方自治法第244条の2第3項及び本部町公の施設に関する指定管理者の手続き当に関する条例第6条、本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第95号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第95号についてご説明いたします。

議案第95号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除をそれぞれ10万円引き下げ一方、基礎控除を10万円引き上げる見直しを示されたことから、これに伴う影響や不利益が生じないように、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税に係る改正部分については、令和3年1月1日から施行されることから、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第96号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第96号 動産の買入れ契約の締結について。備蓄資材購入業務について、次のように契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、備蓄資材購入業務。2、契約の相手、住所、那覇市宇栄原三丁目16番53号、会社名、鈴繁工業沖縄営業所、代表者名、代表者 向島宏典。3、契約金額、1,377万6,499円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第97号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第97号 動産の買入れ契約の締結について。本部町GIGAスクール情報機器整備備品購入について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、本部町GIGAスクール情報機器整備備品購入。2、契約の相手、住所、沖縄県名護市豊原221番地38 みらい5号館105、会社名、トラストコミュニケーション株式会社、代表者名、代表取締役 松田穰。3、契約金額、6,023万1,600円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第98号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第98号についてご説明いたします。

議案第98号 工事請負契約の締結について。第二浜川橋橋梁整備工事（上部工）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、第二浜川橋橋梁整備工事（上部工）。2、契約の相手、本部町字渡久地125番地1、株式会社渡久地組、代表取締役 渡久地弘二。3、契約金額、5,082万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第99号についてご説明いたします。

議案第99号 工事請負契約の締結について。満名川線道路改良工事（その3）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、満名川線道路改良工事（その3）。2、契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、代表取締役 安護宗成。3、契約金額、5,885万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第101号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 議案第102号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第103号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第103号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第104号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第104号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算について。令和2年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25. 議案第105号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第105号についてご説明いたします。

議案第105号 動産の買入れ契約の締結について。本部半島多機能観光支援施設整備備品購入について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、本部半島多機能観光支援施設整備備品購入。2、契約の相手、住所、名護市為又857番地1、会社名、株式会社ジムキ文明堂 北部支店、代表者名、代表取締役 照屋 斉。3、契約金額、990万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年12月15日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会（午前11時23分）